

エクスプレスサービス 会員規約集

提携コーポレート会員（DC一括払い）

H28.11版

DCエクスプレスコーポレートカード（一括払い方式）会員規約

第1条（総則）

- 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）、三菱UFJニコス株式会社およびその提携するカード発行会社（以下、総称して「カード会社」といい、JR東海とカード会社が総称して、「両社」という。）が提携して発行し、本条第3項に定める法人会員に提供する「DC エクスプレスコーポレートカード」（以下、「カード」という。）に関して適用されます。
- 規約名称は、「DC エクスプレスコーポレートカード（一括払い方式）会員規約」（以下、「本規約」という。）といいます。「DCカード規約等」とは、法人会員およびカード使用者が承認したカード会社所定の「DC法人会員規約（コーポレートカード）口座振替型」、「DC法人会員規約（コーポレートカード）振込型」（これらに付属する特約等を含む。）をいいます。
- 本規約で定める「法人会員」とは、DCカード規約等を承認した法人または法人たる団体（以下、総称して「法人等」という。）が、本規約およびJR東海が別途定める「エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する規約」（以下、「EX予約サービス特約」という。本規約と総称して「本規約等」という。）を承認のうえ、両社に対しカードを申し込み、両社が審査のうえ、入会を認めた法人等をいいます。
- 本規約で定める「カード使用者」とは、法人会員による第3項の申し込みに基づき、法人会員によってEX予約サービス特約に定めるエクスプレス予約サービス（以下、「本サービス」という。）の使用者として指定され、両社が審査のうえ入会を認めた役員または従業員等その他の者になります。
- 法人会員およびカード使用者が本サービスを利用するにあたり、法人会員およびカード使用者は、「JR東海が定める「EX予約サービス特約」を承認し、遵守するものとします。
- 法人会員は両社に対し、第3条第2項で定めるカードのうち「部署カード」の発行を申し込みます。法人会員は、第3条第4項で定める基本会員番号を利用すること、本サービスを利用できるものとします。なお、カード使用者は、別にDCカード規約等を承認のうえ、カード会社に入会を申し込みます。法人会員およびカード使用者は、本規約等および発行されるカードに記載された事項に従って、本規約等承認し、第3条第5項で定める「個人カード」の発行等申し込みをします。
- 本規約等に定めのない事項については、DCカード規約等に適用されます。なお、本規約等とDCカード規約等の内容に相違がある場合は、本規約等に定める内容が優先して適用されます。

第2条（管理責任者）

- 法人会員および入会を申し込まれた法人等（以下、総称して「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他の手続きに関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下、「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。
- 法人会員等およびカード使用者は、本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他の手続きを行う場合、管理責任者を通じて手続きを行います。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。
- 法人会員等は、管理責任者が、法人会員等の申請および両社との連絡調整等、両社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等がこれらを行った行為とされることについて異議のないものとします。また、法人会員等およびカード使用者は、諸届出、退会手続等、両社に対する諸請求を管理責任者が法人会員等にな代わって行うことをあらかじめ承諾します。
- 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等およびDCカード規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議のないものとします。
- 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第3条（カード発行）

- カード会社は、本規約等およびDCカード規約等に基づき法人会員およびカード使用者に対しカードを発行します。
- カードの種類は、法人会員に発行する「部署カード」または、カード使用者に発行する「個人カード」とし、「部署カード」はカード型紙（物理的カードの発行はしない）とします。「部署カード」とは、DCカード規約等に基づきカード会社が発行するカードですが、同規約の定めにかかわらず、カードス形式で法人会員にのみ発行され、JR東海またはカード会社が別途定める商品、および役務の利用代金、その他精算代金の支払手段としてのみ利用可能なカード情報をいいます。
- 法人会員は、部署カードの会員番号とは別に、カード会社から通知される会員番号（以下、「基本会員番号」という。）を利用することにより、JR東海が法人会員向けに提供する本サービスを受けられます。
- 「個人カード」とは、カード会社がカード使用者に発行するカードをいいます。
- 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意をもちてカードを使用し、管理しなければなりません。
- 個人カードは、カード表面に記載されたカード使用者本人以外では使用できません。
- カードの所有権は、カード会社に属します。
- カードの有効期限は、カードに表示された年月の末日までとします。
- カードの更新は、両社が引き続き法人会員およびカード使用者として認める場合に行います。

第4条（JR東海による会員情報の収集等に関する同意）

- 法人会員等ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下、「カード利用者等」という。）は、「JR東海が法人会員等およびカード利用者等の会員情報（本項（1）に定めるものをいう。）、を必要と保護措置を講じたうえで以下のとおり取り扱うことと同意します。
 - JR東海のサービスを提供するために、以下の法人会員等およびカード利用者等に関する情報（以下、「会員情報」という。）を収集すること。
 - （ア）法人会員等の氏名、法人代表者、管理責任者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時に届け出た情報およびこれらすべての変更情報
 - （イ）カード利用者等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、勤務先情報（勤

1

- （6）又は（7）の項目に該当する場合は、同時に、カード会員規約第12条第1項第6号に該当するものとみなします。
- （1）カード使用者が本特約に違反した場合は、
 - 第2項より登録及び第3条にり修正された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合
 - 本規約等を喪失した場合、カード会員規約が失効した場合、又はカード使用者がカード使用者でなくなった場合
 - カード使用者が登録したメールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなった場合
 - カード使用者が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産若しくは更生手続開始の申立を行う、又は申立を受けた場合、その他カード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - 法人会員又はカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、若しくは実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む）
 - 法人会員又はカード使用者が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度をを超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入した場合
 - 法人会員又はカード使用者が、第16条に違反している、又は疑いがあるのと当社が認めた場合

- その他、カード使用者が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合
- カード使用者は、本サービスの利用を停止することを希望する場合、当社が定める会員登録の初期手続きを行うものとします。カード使用者が会員登録の初期手続きを行った場合、当社は、カード使用者の登録を取り消します。また、会員登録の初期手続きを行った後、当社は本サービスの画面上に表示することにより通知します。
- カード使用者が第2項に定める登録手続を行った後、又はカード使用者が第7項に定める会員登録の初期化手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、別に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
- 法人会員及びカード使用者は、第5項、第6項又は第7項より、カード使用者が本サービス利用停止又は登録取消となった後であっても、登録取消時点以前に発生したカード使用者の本サービスの利用に基づく債務の負担は、理由の如何を問わず免れ得ないものとします。
- カード使用者が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、当社の定める運送約款（東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則その他の当社が定める運送約款。以下同じ）によるものとします。
- （第3条：お客様情報の登録・修正）**

カード使用者は、第2条第2項で登録した情報又は回数を問わずこれを修正登録したものと（以下「お客様情報」といいます。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

（第4条：利用環境、受付時間、回答時間）

- 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社がエクスプレス予約ホームページ（https://expj.jp/）（以下「エクスプレス予約HP」という。）により周知するものとします。
- 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び必要回答時間並びに取扱い乗車券類等は、原則として当社が別記したとおりとするものとします。
- （第5条：申込）**

カード会社において、カード使用者は、当社より付与されたID及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、乗車券類の購入等の申込をするものとします。

（第6条：回答方法、決済）

- カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面上の表示、又はカード使用者がお客様情報として登録したeメールアドレスに対するeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯端末・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者がお客様情報として登録したメールアドレスに対するeメールの送信により行います。
- 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものと、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行います。
- カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点で、カード使用者のカードにより決済手続が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能額より制限を受けるともします。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約HPに周知するとします。
- 削除
- 乗車券類の変更、払戻等（第9条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の変更は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能額から制限を受ける場合があるものとします。
- （第6条：カード使用者の問い合わせ窓口）**

カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受付付けるとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示します。

カスタマーセンターでは、カード利用者との質問等の内容を文書または録音等にも記録しますが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱いします。

カスタマーセンターが案内する情報に基づき、法人会員またはカード使用者が判断した行動の結果、法人会員またはカード使用者が被害を被ることもありますが、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

（第7条：契約成立後の乗車券類の扱い）

- 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約及び本特約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）の適用を受けるともします。
- 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管します。
- 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、

4

務先所在地、所属部署）、社員コード、出張番号、メールアドレスおよびこれらすべての変更情報

- （ウ）乗車券類、旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等の情報
- （エ）カード会社より提供されるクレジットカード情報
- （オ）JR東海が必要により運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、または写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報（なお、この写しについては理由の如何を問わず返還しません。）
- （2）JR東海が次の目的のために会員情報を利用すること
 - （ア）乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービス等の取引のため
 - （イ）JR東海の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
 - （ウ）JR東海の販売状況分析、商品開発に利用するため
 - ただし、法人会員が本項（2）（4）に定める宣伝物の送付等について中止を申し出た場合、JR東海は業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は、本項（7）（4）に定める相談窓口へ連絡することとします。）
 - （3）法人会員等が、JR東海またはカード会社に対して届け出た法人会員等およびカード使用者の氏名、住所、電話番号、勤務先等に誤りがあり、JR東海またはカード会社の一方のみ変更の届出があった場合については、当該届出の情報について、JR東海およびカード会社が相互に提供すること
 - （4）会員情報の収集、本項（2）の利用目的に必要な業務を、JR東海が他の企業に委託する場合、JR東海は当該業務委託の処理に必要と認められる範囲で、会員情報の保護措置を講じた上でカード使用者の会員情報を提供すること
 - （5）JR東海の会員情報の共同利用
 - エクスプレス予約ホームページ上に公表する会社（以下、「共同利用者」という。）が、同ホームページに掲げる目的で、本項（1）に記載のカード使用者の会員情報を、共同して利用することおよび、共同利用に関する責任をJR東海とし、問い合わせ窓口は本項（7）（4）記載の窓口とすること
 - （6）JR東海からの本項（1）記載の自己に関する会員情報（以下、「個人情報」という。）の提供およびその利用割り等のサービス提供のため、JR東海の提携する観光施設のうち、法人会員がサービスの利用を希望する施設に、本項（1）記載の個人情報を提供すること。
 - （7）JR東海による個人情報の開示・訂正・削除
 - （ア）法人会員等およびカード使用者等は、JR東海に対して、個人情報を開示するよう請求ができること
 - （イ）JR東海に対する個人情報の開示・訂正・削除の請求窓口、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口とすること
 - 〒108-8204 東京都港区港南2丁目1－85 JR東海品川ビルA棟 東海旅客鉄道株式会社 エクスプレス予約カスタマーセンター
 - 電話0120-417-419
 - （ウ）万一登録内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、JR東海は所定の手続きにより、これを訂正・削除すること
 - （8）本規約に不同意の場合
 - JR東海は、カード入会に必要な記載事項（入会申込書面で法人会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合は本規約の内容の全部、もしくは一部を承認できない場合、カードの入会申込を断りますこと

- 法人会員は、管理責任者の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先情報（勤務先所在地、所属部署）、メールアドレスおよびこれらすべての変更情報をJR東海に提供するにあたって、あらかじめ管理責任者本人から当該情報提供について同意を得るものとします。

3. カード使用者は、JR東海との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等の情報が、JR東海から法人会員に提供されることを同意するものとします。

4. 本条に定める同意事項に関連して（法人会員が、本条第2項の同意を得ていない場合を含みます。）カード使用者または管理責任者が生じた一切の責任について、法人会員は、全て法人会員の責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。

5. 本条に基づきたは関連してJR東海またはカード会社がカード使用者または管理責任者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害（これに対処するために要した費用の負担を含みます。）を被った場合は、法人会員はこれを速やかに補填するものとします。

第5条（利用内容の共有）

法人会員は、両社が法人会員に対して本サービスを提供する必要がある場合において、法人会員のカードの利用内容を、両社において共有することをあらかじめ同意するものとします。

第6条（JR東海でのカードの使用）

1. カード使用者は、JR東海の指定するJR東海の窓口等で原則としてカードを提示し、所定の帳票にカードと同一の署名をすることにより、乗車券類等の商品の購入、サービスの提供を受けることができます。ただしカード使用者は、利用できない乗車券類等の商品、サービス等があることをあらかじめ承諾します。

2. カード使用者のJR東海でのカードの利用について、カード会社が適当と認める場合は、前項にかかわらず、所定の帳票への署名に代えて端末側への暗証番号の入力等、カード会社が適当と認める方法によって取引を行うことができる場合があります。

3. 法人会員およびカード使用者は、インターネット等によってJR東海と取引を行う場合は、カードの提示に代えて、カード会社が必要と認める個人情報等JR東海に送付すること等により、当該取引によって法人会員およびカード使用者が負担した債務の決済手段としてカードを利用できません。

4. 部署カードの利用範囲は、カード会社の認める方法によるJR東海が認めた商品の購入に限ることとします。

5. 法人会員およびカード使用者は、部署カードにて購入した商品を本サービスの範囲において、JR東海所定の手続を介して利用することができます。

第7条（代金の支払い）

法人会員およびカード使用者は、承認したDCカード規約等に定める方法により、JR東海におけるカード利用代金等を支払うものとします。

第8条（カードの紛失・盗難）

カードの紛失・盗難にかかわる措置は、DCカード規約等によるものとします。

第9条（加盟店との紛議）

法人会員およびカード使用者がカードを利用して、JR東海の指定するJR東海の窓口以外のカード会社の加盟店等で購入した物品または受けたサービスに関して生じた紛議については、JR東海は一切の責任を負いません。

第10条（届出事項の変更）

- 法人会員は、両社に届け出た事項に変更が生じた場合は、DCカード規約等に定める従って、遅滞なく届け出るともします。

2

- （6）又は（7）の項目に該当する場合は、同時に、カード会員規約第12条第1項第6号に該当するものとみなします。

（除き、当社又は他社の定める運送約款の適用を受けるともします。

（第8条：受取）

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、第7条第2項により当社が保管している乗車券類の受取を行うものとします。

2. カード使用者が前項の受取を行う際には、カード又はEX-ICカードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならないとします。ただし、当社の駅等の窓口でカーによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署名によることとできるものとします。

3. 第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、

- （1）特急券と乗車券の効力が一體となりた乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定期間または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。
- （2）特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

5. カード会員規約が失効した時点で、カード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第7条に規定する受取期間の満了日とみなします。

（第9条：受取後の乗車券類の扱い）

カード使用者が第8条第1項により受取した後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は当社駅の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、カード使用者のカードの提示等を行うものとします。

（第10条：変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。

- （1）第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- （2）第5条の申込方法
- （3）カスタマーセンターの電話番号、受付時間等
- （4）第8条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法
- （5）第8条第3項の受取期間

（6）その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

2. 当社は、以下 の項目に該当する場合、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく、本サービスの中断、変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができます。

- （1）本サービスのシステムの保守が必要な場合
- （2）戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他 の非常事態又は当社の責にかならぬ何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでなくなった場合
- （3）その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及びカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

（第11条：お客様情報の使用）

1. 本サービスが第8条第1項により受取した後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は当社駅の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、カード使用者のカードの提示等を行うものとします。

（第12条：法人会員及びカード使用者の義務）

- 法人会員及びカード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
- 法人会員及びカード使用者はID及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものと、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等してはならないものとします。
- 法人会員及びカード使用者は、本サービスに接続して当社又は第三者に迷惑、不利益を与える行為等を行ってはならないものとします。
- （第13条：法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）**

- （1）カード使用者は、自らの行為であら否かに関わらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者が行った一切の行為及びその結果並びにIDによるなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負うものと、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
- 当社は、本サービスにおいて、以下の項目について、一切責任を負いません。
 - （1）お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - （2）カード使用者のID及びパスワードの使用上の誤り又は管理不十分により法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - （3）当社が第2条第6項によりカード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - （4）当社が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - （5）当社が本サービスの中断・変更・終了又はカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - （6）カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - （7）当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、カード使用者の携帯端末又はパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題のある場合等に法人会員、カード使用者等が被った不利益
 - （8）当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信路において、盗聴がなされたことによりID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - （9）カード使用者が登録したeメールアドレスに対し当社からeメールが送信されるに伴い、法人会員又はカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることににより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - （10）当社が相当の対策を講じたにもかかわらず断線できず、当社から送信されたeメールに付随していたウイルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果としてカード使用者の携帯端末又はパソコンの受信容量を超過した、当社から送信されたeメールにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益
 - （11）その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録したeメールアド

5

2. 前項の届出がないために両社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに法人会員またはカード使用者に到着したものとみなします。

3. 本条第1項の届出がなかったことにより、法人会員およびカード使用者が被った損害について両社は一切の責任を負わず、両社の一方または両方が被った損害については、法人会員はこれを速やかに補填するものとします。

第11条（退会）

- 法人会員が都合により退会する場合は、DCカード規約等によるものとします。
- 法人会員が部署カードについて退会した場合には、個人カードを貸与されるカード使用者に本規約等が適用されなくなるものとします。

第12条（会員資格の取消）

- 法人会員およびカード使用者が次の各号のひつとでも該当する場合は、本項（1）において当然に、本項（2）（4）においては、相当期間を定めたJR東海またはカード会社からの催告後に是正されなかった場合、本項（3）（5）（6）においてはJR東海またはカード会社が会員資格の取消の通知をしたときに会員資格を取り消されます。なお、法人会員が本規約等またはDCカード規約等のいずれかに基づいて会員資格を喪失した場合には、両社とカード使用者との間に適用される全ての本規約等またはDCカード規約等について、当然に会員資格を喪失するものとします。
 - （1）入会時に虚偽の申告をした場合
 - （2）本規約又はEX予約サービス特約のいずれかに違反した場合
 - （3）本規約又はEX予約サービス特約のいずれかに違反し、当該違反が重大な違反にあたる場合
 - （4）カードの利用代金の支払いを滞遅した場合
 - （5）法人会員の信用状態に重大な変化が生じたときJR東海またはカード会社が判断した場合
 - （6）カードの利用状況が適度にないときJR東海またはカード会社が判断した場合
- 前項の場合、利用を喪失した法人会員およびカード使用者は直ちにカードをカード会社に返却し、カード代金等カード会社に対する自己の全債務をDCカード規約等に基づき、カード会社に支払うものとする。
- 法人会員およびカード使用者がDCカード規約等の会員資格を喪失した場合は、本規約による会員資格も喪失するものとします。

第13条（合意管轄裁判所）

法人会員とJR東海との間で発生する訴訟については、JR東海の本社の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

第14条（規約の改定ならびに承認）

本規約が改定された場合は、JR東海またはカード会社がその内容を通知または公告した後、法人会員およびカード使用者がカードを利用したときは規約の改定を承認したものとみなします。

エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約

（第1条：概要）

- 本特約は、「DC エクスプレスコーポレートカード（個別払い方式）会員規約」または「DC エクスプレスコーポレートカード（一括払い方式）会員規約」（以下、総称して「カード会員規約」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下、「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約サービス（以下、「本サービス」という。）の取扱いについて定めます。法人会員は本特約の内容について会員指定のDCエクスプレスコーポレート（以下、「カード」という。）使用者（以下、「カード使用者」という。）に周知するものとします。法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、遵守するものとします。
- 法人会員は、カード使用者に対し、本サービスを、法人会員に代って利用する一切の権限（以下、「本代理権」という。）を授与するものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、カード会員規約に定める方法により、エクスプレス予約サービスの利用の停止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできないものとします。また、法人会員はカード使用者のエクスプレス予約サービスの利用に関する一切の責任を負うものとします。
- 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものと、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、法人会員及びカード使用者が本サービスを利用した場合はJR東海EX-ICサービス規約（提携コーポレート会員）に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされます。
- 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

（第2条：エクスプレス予約利用）

1. 本サービスは、カード使用者に限り利用できるものとします。

2. カード使用者は、本サービスの利用にあたって、カーNo.の入力その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続（以下「登録手続」という。）を行うものとします。カード使用者は、登録手続において、当社が要求する情報全てを正確に登録するものとします。

- 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、カード使用者の登録を認めないこととします。
 - （1）前項より登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合
 - （2）登録手続が正しく完了しなかった場合
 - （3）未成年者、成年被後見人、被保佐人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合
 - （4）その他、本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合

4. カード使用者が本サービスを利用したことを当社が承認した場合、当社は、カード使用者に対してIDを発行します。登録手続の完了及びIDの通知は、登録手続の完了画面上の表示により行われます。

5. 次の各号のひとつでも該当した場合、当社またはカード会員規約に定めるカード会社は法人会員に通知書を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。

- （1）法人会員の本サービスにおける利用代金が、月額100万円を下回った場合
- （2）法人会員の1ヶ月あたりの本サービスにおける利用代金を、月末時点でカード会社が法人会員に貸与している部署カードおよび個人カードの総枚数で割ったカード1枚あたりの利用代金が、1回でも1,500円を下回った場合

6. 以下の項目に該当する場合、当社が判断した場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく直ちに、カード使用者の本サービス利用を停止させることができます。なお、本項

3

- （6）又は（7）の項目に該当する場合は、同時に、カード会員規約第12条第1項第6号に該当するものとみなします。

- （1）カード使用者が本特約に違反した場合は、
 - 第2項より登録及び第3条により修正された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合
 - 本規約等を喪失した場合、カード会員規約が失効した場合、又はカード使用者がカード使用者でなくなった場合
 - カード使用者が登録したメールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなった場合
 - カード使用者が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産若しくは更生手続開始の申立を行う、又は申立を受けた場合、その他カード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - 法人会員又はカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、若しくは実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む）
 - 法人会員又はカード使用者が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度をを超えて、本サービスを利用して乗車券類を購入した場合
 - 法人会員又はカード使用者が、第16条に違反している、又は疑いがあるのと当社が認めた場合

5. カード会員規約が失効した時点で、カード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第7条に規定する受取期間の満了日とみなします。

（第9条：受取後の乗車券類の扱い）

カード使用者が第8条第1項により受取した後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は当社駅の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、カード使用者のカードの提示等を行うものとします。

（第10条：変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員又はカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステム及び下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。

- （1）第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間
- （2）第5条の申込方法
- （3）カスタマーセンターの電話番号、受付時間等
- （4）第8条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法
- （5）第8条第3項の受取期間

有する会員本人、第三者を問わず、他のカードとの間で共有・合算・移転できません。

- ①会員のカードが、現在のカードから、別のカードに変更となる場合
- ②会員が複数のカードを所持している場合
- ③法人カード及び、個人カードの家族会員等、ご利用の請求単位を統一又は、法人において部署（代表者）カードと個人カード等、実質的に同一名義人が複数のカードを利用している場合

(2) ポイントの合算・移転の特例

前号にかかわらず、次の場合については特例として、異なるカードへのポイントの合算・移転を認める場合があります。

- ①カードの紛失・盗難等により、別のカードを発行することとなった場合
- ②その他、JR東海及びJR東海との提携によりカードを発行するカード会社が共に認めた場合

6.提携各社によって提供される特典

(1) 提携各社によって提供されるサービス内容及びそれに関する告知等については、提携各社の責任により行います。JR東海は、提携各社により提供されるサービスの品質を保証するものではありません。

(2) 提携各社でのサービス利用については、各提携会社の規約等に定める利用条件に従うものとします。

(3) 償還されたポイントは、別に定める場合を除き、提携各社が提供しているポイントサービス等のポイント・特典との共有・合算及び譲渡することはできません。

(4) JR東海は、提携各社との提携解消、提携会社が提供する特典内容・条件の変更等については、一切責任を負いません。

(5) JR東海は、提携各社との提携を変更又は終了することについて、権利を有します。この場合JR東海は、会員に対し、エクスプレス予約ホームページ等にてその旨をお知らせします。

7.ポイントによる特典の利用

(1) 特典は、会員に限り申し込むことができます。

(2) 特典は原則として、会員に限り利用できます。これによらず、会員が同時に予約した他の利用者等と特典を利用できる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて、利用者に遵守させるものとします。

(3) ポイント及び特典については、前項の場合を除き、他の会員等に譲渡することはできません。

(4) 特典の利用に際し、所定の本人確認等を行う場合があります。

(5) 会員への特典に関する必要事項の通知、連絡は、エクスプレス予約ホームページによるほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所・電話番号・eメールアドレス等に対して行います。また、特典の送付は、原則として、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所に対して行います。この登録内容の誤り・更新未了等により必要事項の不達及び特典の不着など、会員に不利益が生じても、JR東海は一切責任を負いません。

(6) 会員は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認すると共に、利用条件に従って利用するものとします。

(7) 特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります。JR東海は、この利用制限を理由に、特典の戻し、ポイントの口座への返還、又はポイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。

(8) 会員等が、提供された特典がいかなる形で第三者へへの譲渡、売買、金品との交換を行うことを禁止します。

(9) JR東海は、会員に提供するすべての特典について、紛失・盗難等を理由として再提供の義務を負いません。また、特典の送付以降、配送中に生じた遅延、損失、損害等のある事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを保障するいかなる責任も負いません。

8.変更・終了の告知

(1) JR東海は、本特約、ポイント付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたポイント・特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。

(2) 本プログラムに関する案内書に記載の規定及び告知内容等の確認事項については、エクスプレス予約ホームページに記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。

(3) JR東海は、任意に本プログラムを終了することができるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムの終了時において、会員の未使用ポイントは取り消され、未使用特典の使用も中止されます。

9.特約の変更

本特約の変更については、JR東海から変更内容を知り（エクスプレス予約ホームページ及びエクスプレス予約画面等による掲示を含む）、又は新特約を送付した後、会員が本プログラムを利用した場合、変更事項又は新特約が承諾されたものとみなします。

10.この特約に定める注意事項

ポイント利用に係わる個人情報の取り扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約その他、各種の規約・取扱いを参照します。

※1 会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。

・JR東海エクスプレス・カード会員規約
・JR東海「そだ京都市、行こう」エクスプレス・カード会員規約
・JR東海「そだ京都、行こう」エクスプレス（Visa）カード会員規約
・JR東海エクスプレス・カード（法人）会員規約
・JR東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約
・JCBエクスプレスカード会員規約
・三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約
・UCエクスプレスコーポレートカード会員規約
・MUFUGカードエクスプレスコーポレート会員規約
・DCエクスプレスコーポレートカード（個別払い方式）会員規約
・DCエクスプレスコーポレートカード（一括払い方式）会員規約
・TS CUBICエクスプレスコーポレートカード会員規約
・JR東海エクスプレスサービス会員規約（ユースタム会員用）
・アメリカン・エクスプレス®、JR東海エクスプレス・コーポレートカード会員規約

JR東海EX-ICサービス規約（提携コーポレート会員）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するEX-ICサービス等について定めるものです。

第1章 総則

第1条（総則）

1.本規約は、「エクスプレス予約サービス（JCB）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（三井住友エクスプレスコーポレートカード）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（UCコーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（MUFUGカードコーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（DCコーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（TS CUBICコーポレート）に関する特約」「エクスプレス予約サービス（アメリカン・エクスプレス、コーポレート）に関する特約」（以下、「EX予約サービス特約（提携コーポレート）」という。）の内容とし、EX予約サービス特約（提携コーポレート）と本規約とは重複又は競合する特約については、本規約が優先するものとします。

2.[JR東海エクスプレス・カード会員規約]（※1）（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（※2）（以下、単に「法人会員」という。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（※3）（以下、単に「カード使用者」という。）に本規約を適用する義務を負います。

第2条（用語の定義）

1.本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1)「EX-ICカード」とは、法人会員を対象に発行するICチップを内蔵するカードをいいます。

(2)「EX-ICカード番号」とは、EX-ICカードを識別するためにEX-ICカードごとに付与されたEX-ICカードに固有の番号をいいます。

(3)「記名式EX-ICカード」とは、法人会員名と個人のカード使用者名がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいいます。

(4)「非記名式EX-ICカード」とは、法人会員名と会社、部署等のカード使用者名がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいいます。

(5)「EX-IC携帯電話機」とは、カード使用者が、当社が別に定める登録手続をし、当社が登録した携帯電話機をいいます。

(6)「提携企業」とは、法人会員又はカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。

(7)「当社指定路線」とは、EX-ICサービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(8)「会員情報」とは、カード使用者又はカード会員規約に定める管理責任者がEX予約サービス特約（提携コーポレート）第2条の定めにより登録した事項（EX予約サービス特約（提携コーポレート）第3条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。

2.本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約およびEX予約サービス特約（提携コーポレート）に定めるところによるものとします。

第3条（本規約の変更）

1.当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本規約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にEX-ICサービス又は付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなされます。

2.当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第2章 EX-ICサービス

第4条（EX-ICサービス）

EX-ICサービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約サービスの一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際にEX-ICカード又はEX-IC携帯電話機等が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC運送契約」という。）となります。また、EX-IC運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員又はカード使用者にとって不利となる場合があります。

第5条（EX-IC運送契約の内容）

EX-IC運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX-ICサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条（利用環境、受付時間）

1.本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ（https://exmy.jp/）以下「エクスプレス予約HP」という。）により周知するものとします。

2.本サービスよりEX-IC運送契約締結等の申込を受け付ける期間および時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条（申込）

カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等にあたり、カード使用者の責任において、EX-IC運送契約の内容を確認したうえで申し込みをします。

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1.カード使用者は、本サービスよりEX-IC運送契約の締結を申し込む場合、本サービスのWebサイト上に当社が別に定める操作を行うものとします。

2.前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスのWebサイト画面への表示又は会員情報として登録されたメールアドレスへのメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お届か番号の通知を行うものとします。

3.前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間でEX-IC運送契約が成立するものとします。

4.EX-IC運送契約の運賃等は、JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）（※4）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスよりEX-IC運送契約を締結できる可能額は、指定クレジットカード発行会社（※5）が定める利用可能枠（※6）による制限を受けます。また、EX-IC運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約HPにより周知するものとします。

5.第3項の定めによりEX-IC運送契約が成立した時点において、EX-IC運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

6.カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスのWebサイト上に当社が別に定める操作を行うものとします。

7.前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスのWebサイト画面への表示又は会員情報として登録されたeメールアドレスへのeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。

8.前項により、第4項より決済した運賃等にも払い戻すべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）より精算

第6章 EX-IC携帯電話機

第20条（EX-IC携帯電話機）

1.EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合に携帯電話機を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望するカード使用者は、当該入出場に使用する携帯電話機（ただし、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」という。）が提供する「モバイルSuica」サービスに登録されたものに限ります。）について、当社が別に定めるEX-IC携帯電話機登録手続をするものとします。

2.当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC携帯電話機として登録します。

3.カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC携帯電話機で当社が別に定める駅において入出場するときは、常にEX-IC携帯電話機およびJR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がなされない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

4.EX-IC携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外は使用できません。

5.EX-IC携帯電話機が第三者に使用された場合、法人会員及びカード使用者は、承諾したと否にかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

6.法人会員又はカード使用者は、EX-IC携帯電話機で駅において入出場する場合に必要となる通信費用等を、自ら負担するものとします。

7.法人会員又はカード使用者は、EX-IC携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他すべての環境（以下、「利用環境」という。）を、自らの責任・負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさないEX-IC携帯電話機で駅において入出場できません。

8.カード使用者は、EX-IC携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通常にご利用できる状態でない場合、EX-IC携帯電話機で駅において入出場できません。

第21条（EX-IC携帯電話機としての登録期限および更新）

1.EX-IC携帯電話機としての登録期限は、EX-ICカードの有効期限が満了する日までとします（EX-ICカードの有効期限が更新されると自動的に登録期限もEX-ICカードの有効期限まで延長されます。）。ただし、当社が必要と認め法人会員又はカード使用者に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。

2.前項にかかわらず、当社の都合により予告なくEX-IC携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。

第22条（EX-IC携帯電話機の登録取消）

1.法人会員又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、会員のEX-IC携帯電話機として登録を取り消す旨を、本サービス等の提供を終了することとします。

(1)第16条第1項のいずれかの事由に該当したことによりEX-ICカードの返却を求められた場合

(2)EX-IC携帯電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外の第三者にEX-IC携帯電話機を使用させた場合

(3)EX-IC携帯電話機を不正乗車（不正乗車を目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）又は公序良俗に反する行為で使用した場合

(4)EX-IC携帯電話機に記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複製、移動又は第三者に提供等した場合

(5)その他、カード使用者のEX-IC携帯電話機の利用が適当でない当社が認めた場合

2.法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者のEX-IC携帯電話機の使用に際して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第23条（EX-IC携帯電話機の紛失・盗難）

1.カード使用者がEX-IC携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合には、法人会員又はカード使用者はカスタマーセンター等に電話連絡し、EX-IC携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。

2.法人会員又はカード使用者のEX-IC携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第20条第5項の定めその他、のために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。

することとします。なお、EX-IC運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のEX-IC運送契約を改めて締結したのち、変更前EX-IC運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスよりEX-IC運送契約を変更できる可能額は、JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は進行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9.カード使用者は、本サービスよりEX-IC運送契約の締結等申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知されない場合には、当社が別に定めJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員又はカード使用者は、本サービスにより締結、変更したEX-IC運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスのWebサイト上にて確認することができます。

第3章 付帯サービス

第10条（付帯サービス）

当社は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を法人会員又はカード使用者に提供することがあり、法人会員又はカード使用者は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページ上の掲示等により通知します。

第11条（本サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め）

1.当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス又は付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」という。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。

2.当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。

3.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。

(1)システム等への保守、点検を行う場合

(2)システム等に障害が発生した場合

(3)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他その非常事態又は当社の責に帰さない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合

(4)その他、当社が本サービス等の提供に、必要と判断した場合

4.当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供を終了させたい場合があるものとします。

5.当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施、変更の終了時に法人会員、カード使用者又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第12条（通知の方法）

1.当社から法人会員又はカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスのWebサイトもしくは当社ホームページ上への掲示、会員情報として登録されたeメールアドレスへのメールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地への郵便物の送付等の当社が適宜と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2.前項の通知が本サービスのWebサイト又は当社ホームページ上の掲示によって行われる場合、掲示された時点をもととして通知が完了したものとみなします。

3.第1項の通知がeメールによって行われた場合、当社がeメールを送信するときに会員情報として登録されたeメールアドレス宛てにeメールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4.第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地宛てに郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5.前2項において、会員情報として登録されたeメールアドレス又は法人会員の所在地が不正確であった場合には、このためにeメールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6.当社は、eメールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第13条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章でない本章の定めと異なる扱いをすることができるとします。

第5章 EX-ICカード

第14条（EX-ICカードの発行および効力）

1.当社は、本サービスの提供に関連して、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数のEX-ICカードを発行し、貸与します。

2.EX-ICカードの所有権は、当社に帰し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3.法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持ってEX-ICカード（内蔵するICチップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。

4.カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であってEX-ICカードにより当社が別に定める駅において入出場するときは、常にEX-ICカードおよびJR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、又は提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がなされない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないこと又は付帯サービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。

5.EX-ICカードは、EX-ICカード表面に記載されたカード使用者以外では使用できません。

6.EX-ICカードには記名式EX-ICカードと非記名式EX-ICカードがあります。

7.EX-ICカードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否にかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

8.当社は、EX-ICカードに在来線用のICカード乗車券にかかわる機能を付加した場合があります。なお、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いについては、別に定めがあります。

第15条（EX-ICカードの有効期限および更新）

1.EX-ICカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-ICカードの有効期限を変更することができるものとします。

2.前項にかかわらず、EX-ICカードの有効期限内に、当社の都合によりEX-ICカードを予告なく交換することがあります。

9

(1)法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合

(2)法人会員又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合

(3)本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

(4)当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力しない場合

(5)不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(6)第1項の申し出の内容が虚偽である場合

3.当社は、第1項の申し出を受け受理した場合、防護措置期間内にEX-IC携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後のEX-IC携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第20条第5項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・負担等を負わないものとします。

4.[JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を紛失し、又は盗難に遭う等]その後、EX-IC携帯電話機が第三者より不正使用された場合の補償については、指定クレジットカード発行会社の定めによります。

5.法人会員又はカード使用者がEX-IC携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合であっても、JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を紛失し、又は盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社の定める補償はありません。

第24条（EX-IC携帯電話機の再登録）

カード使用者がEX-IC携帯電話機の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再登録手続を行って、これを当社が認めた場合には、カード使用者は新たな携帯電話機（ただし、JR東日本に提供された「モバイルSuica」サービスに登録されたものに限ります。）をEX-IC携帯電話機として再登録します。

第25条（当社の免責事項）

当社は、EX-IC携帯電話機の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

(1)カード使用者のEX-IC携帯電話機の使用上の誤りにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

(2)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断、遅滞、中止したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

(3)JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）、エクスプレス予約サービス、EX-IC携帯電話機の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

(4)利用環境の変更により、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

(5)当社が第23条第1項の申し出を受け受理した場合で、防護措置期間内に発生したEX-IC携帯電話機による駅における入出場により、法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

(6)JR東日本に提供する「モバイルSuica」サービスのメンテナンス、障害等のため、EX-IC携帯電話機で駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

7.一部あるいは全部の「モバイルSuica」会員に対してJR東日本によりなされた各種の措置により、EX-IC携帯電話機で駅において入出場ができなくなったことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

第7章 その他

第26条（債権譲渡および債権担保の禁止）

法人会員及びカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。

第27条（相殺禁止）

法人会員及びカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第28条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

7

3.EX-ICカードの有効期限が満了する場合、法人会員は、EX-ICカードの更新を希望しない旨の通知がないEX-ICカードについて、当社が引き続き適宜と認めるときは、EX-ICカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新したEX-ICカードを自動的に発行します。

第16条（EX-ICカードの返却等）

1.法人会員又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、法人会員又はカード使用者に対し、EX-ICカードの返却を求めるないし本サービスの提供を終了することがあります。

(1)本規約に違反した場合

(2)当社が定める期間内において、「1回も本サービスを利用していない場合

(3)EX-ICカードを当該カード表面に記載のあるカード使用者以外の第三者に使用させた場合

(4)EX-ICカードを不正乗車（不正乗車を目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）又は公序良俗に反する行為で使用した場合

(5)換金目的によるEX-IC運送契約の締結又は付帯サービスの利用等、EX-ICカードの利用状況が適当でない当社が認めた場合

(6)EX-ICカード本体又は内蔵されたICチップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複製、移動又は第三者に提供等した場合

(7)法人会員が、指定クレジットカード発行会社へのカード利用代金の支払いを怠った場合等、同社よりEX-ICカードの利用を停止するよう依頼を受け、当社これがを妥当と判断した場合

(8)EX-IC運送契約の内容について、当社が別に定める「EX-ICサービス運送約款」又は他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合

(9)当社から複数のEX-ICカードを貸与されている場合で、他のEX-ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合

(10)第22条第1項のいずれかの事由に該当したことによりEX-IC携帯電話機の登録記録を消された場合

(11)その他、法人会員又はカード使用者のEX-ICカードの利用が適当でない当社が認めた場合

2.前項により法人会員又はカード使用者がEX-ICカードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他EX-ICカードに基づく権利は、無効となります。

3.法人会員は、法人会員でなくなった場合、速やかにEX-ICカードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員又はカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。

4.法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-ICカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第17条（EX-ICカードの紛失、盗難および不正使用）

1.法人会員又はカード使用者は、EX-ICカードを紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレスICカード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-ICカードの利用停止を申し出るものとします。

2.法人会員又はカード使用者のEX-ICカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第14条第7項の定めその他、のために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。

(1)法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合

(2)法人会員又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合

(3)本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合

(4)当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力しない場合

(5)不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合

(6)第1項の申し出の内容が虚偽である場合

3.当社は、第1項の申し出を受け受理した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします（以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。）。防護措置期間経過後に生じたEX-ICカードの不正利用については、前項各号に該当する場合を除き、第14条第7項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4.JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を紛失し、又は盗難に遭う等]その後、EX-ICカードが第三者より不正使用された場合の補償については、指定クレジットカード発行会社の定めによります。

5.法人会員又はカード使用者がEX-ICカードを紛失し、又は盗難に遭った場合であっても、JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）を紛失し、又は盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社の定める補償はありません。

第18条（EX-ICカードの再発行）

1.当社は、法人会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能の付加その他EX-ICカードの種類を変更して再発行することがあります。

2.当社は、EX-ICカードにかかわる情報の管理、保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

3.当社は、法人会員がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-ICカードを再発行します。

4.前各項のEX-ICカードの再発行の際には、法人会員又はカード使用者は、EX-ICカードを保有していないれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員又はカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができます。

5.法人会員は、第1項又は第3項よりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社が所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はJR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）により決済するものとします。

第19条（当社の免責事項）

当社は、EX-ICカードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

(1)カード使用者のEX-ICカードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

(2)当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断、遅滞、中止したことにより法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

(3)JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート）、エクスプレス予約サービス、EX-ICカードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者又は第三者が被った不利益

(4)当社が第17条第1項の申し出を受け受理した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者又は第三者の被った不利益

10

(※) ※1～6の用語については、本規約においてすべての箇所、EX予約サービス特約（提携コーポレート）ごとに、以下の用語に読み替える。

EX予約サービス特約（提携コーポレート）	※1（JR東海エクスプレス・カード会員規約）	※2（法人会員）	※3（カード使用者）	※4（JR東海エクスプレス・カード（提携コーポレート））
----------------------	------------------------	----------	------------	------------------------------